独立行政法人日本スポーツ振興センター組織基盤強化支援事業助成金交付要綱

(令和４年５月 27 日令和４年度要綱第５号)

最近改正　令和８年３月９日令和７年度要綱第 17 号

(趣旨)

第１条　独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)は、独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費交付金を財源として行う組織基盤強化支援事業助成金(以下「助成金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるため、独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書(平成 15 年度規則第１号)第８条の規定に基づき、この要綱を定める。

2　センターが行う助成金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)及び同法施行令(昭和 30 年政令第 255 号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(助成の対象となる事業等)

第２条　この助成金は、選手強化・育成、競技普及など多くの役割を持ち、スポーツの振興に欠かせない競技団体が、その役割を十分に果たせるよう、組織基盤を確立・強化するための取組を支援することで、組織の持続的な成長・拡大に向けた競技団体の改革・自走を促進することを目的とする。

2　この助成金による助成の対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)及び助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)並びに助成の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は別記に定めるとおりとし、財源の範囲内で助成金を交付する。

3　国費(国費を財源とする資金を含む。)、スポーツ振興基金助成金、スポーツ振興くじ助成金又は公営競技等の収益による資金の支給を受けて行う事業等は、助成の対象としない。

4　助成対象期間は、毎年４月１日から翌年３月 31 日までの１年間とする。

(交付の申請)

第３条　助成金の交付を受けようとする助成対象者は、あらかじめ助成金交付申請書を別に定めるところに従い、独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。

2　助成対象者は、前項に規定する助成金交付申請書を提出するに当たって、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成対象経費に占める助成金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、助成金の交付申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第４条　理事長は、前条の規定による助成金交付申請書の提出があったときは、スポーツ庁に審査を付託し、スポーツ庁が設置する評価委員会の議を経て、助成金を交付すべきと認めたときは、助成金の交付を決定し、助成金交付申請者(前条の助成金交付申請書を提出した者をいう。以下同じ。)に助成金交付決定通知書を送付する。

2　理事長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して助成金の交付の決定をすることができる。

3　理事長は、審査の結果、助成金を交付しないと決定したものについては、助成金交付申請者にその旨を通知する。

(申請の取下げ)

第5条　前条第1項の助成金交付決定通知書を受領した者(以下「助成事業者」という。)は、当該通知による助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、助成金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知を受領した日から 14 日以内に、助成金交付申請取下げ書を理事長に提出しなければならない。

2　前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(助成事業の遂行)

第 6 条　助成事業者は、助成金の交付の決定の内容(次条に基づく承認をした場合は、その承認された内容。以下同じ。)及びこれに付された条件その他この要綱に基づく理事長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業(助成金交付決定通知書を受領して行われる別記に掲げる助成対象事業をいう。以下同じ。)を行わなければならず、いやしくも助成金の他の用途への使用をしてはならない。

(計画の変更の承認)

第7条　助成事業者は、助成対象経費の配分額を変更しようとするとき、又は助成事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ計画変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更の場合については、この限りでない。

⑴　第 4 条第 1 項の規定により認められた助成金の交付決定額に影響を及ぼさない範囲内で、助成事業ごとの助成対象経費の 20%以内の額を変更する場合

⑵　助成事業の目的及び能率に関係がない事業計画の細部を変更する場合

2　理事長は、前項の計画変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し適当であると認めたものについて、計画変更の承認及び変更交付決定通知書を助成事業者に送付するものとする。

3　理事長は、前項の場合において、必要に応じ、計画変更承認申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付することができる。

(助成事業の中止又は廃止)

第8条　助成事業者は、助成事業を中止又は廃止しようとするときは、助成事業中止(廃止)承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(助成事業遅延の報告)

第9条　助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又はその遂行が困難となった場合は、速やかに理事長に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第 10 条　理事長は必要があると認めるときは、助成事業者に対し、助成事業の遂行及び収支等の状況について報告を求め、又はその状況を調査することができる。

(助成事業の遂行等の命令)

第 11 条　理事長は、助成事業者が提出する報告等により、その者の助成事業が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該助成事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2　理事長は、助成事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該助成事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第 12 条　助成事業者は、助成事業を完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から 30 日を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、実績報告書を理事長に提出しなければならない。

2　助成事業者は、前項に規定する実績報告書を提出するに当たり、助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合は、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を提出しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第 13 条　理事長は、前条の報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その実績が、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金交付額確定通知書を助成事業者に送付するものとする。

(是正のための措置)

第 14 条　理事長は、第 12 条の報告を受けた場合において、その実績が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該助成事業につき、これらに適合させるための措置をとるべきことを当該助成事業者に対して命ずることができる。

2　第 12 条の規定は、前項の規定による命令に従って行う助成事業について準用する。

(交付の決定の取消し等)

第 15 条　理事長は、第 8 条の規定による助成事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に該当する場合は、第 4 条第 1 項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

⑴　助成事業者が、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件又はこの要綱に基づく理事長の処分若しくは指示に違反した場合

⑵　助成金の交付の申請、計画変更又は実績の報告について不正の事実があった場合

⑶　助成事業者が、助成金を助成事業以外の用途に使用した場合

⑷　助成事業者が、助成事業に関して不正、怠惰その他不適当な行為をした場合

⑸　助成事業者が、世界アンチ・ドーピング規程、日本アンチ・ドーピング規程又はスポーツにおけるドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針(平成 31 年 3 月文部科学大臣決定)を遵守していないと認められる場合

⑹　助成事業者が、その他この要綱に違反した場合

⑺　交付の決定後の事情の変更により特別の必要が生じた場合

2　前項第 1 号から第 7 号の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(助成金の返還)

第 16 条　理事長は、前条第 1 項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、助成事業者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2　理事長は、助成事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超過した助成金が交付されているときも同様とする。

3　助成事業者は、助成事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書を理事長に提出しなければならない。

4　理事長は、前項の報告書の提出があった場合は、当該消費税等仕入控除額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第 17 条　助成事業者は、第 15 条第 1 項第 1 号から第 6 号の理由により交付の決定を取り消され、前条第 1 項の規定による助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき金額につき年 10.95%の割合で計算した加算金をセンターに納付しなければならない。

2　前条の規定による助成金の返還期限は、返還命令の日から 20 日以内とする。期限内に納付しなかったときは、助成事業者は、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納に係る金額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金をセンターに納付しなければならない。

3　理事長は、前 2 項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、助成事業者の申請に基づき、当該加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(財産の管理等)

第 18 条　助成事業者は、助成対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第 19 条　助成事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が 1 個又は 1 組 50 万円以上の機械及び器具については、別に定める期間内においては、理事長の承認を受けないで助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2　理事長は、前項の場合において、理事長の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部をセンターに納付させることができる。

(助成金の経理)

第 20 条　助成事業者は、助成事業の経理について、収支簿を備え、他の経理と区分して助成事業の収入額及び支出額を記載し、助成金の使途を明らかにするとともに、当該収支簿及び収支に関する証拠書類を、助成事業の完了した日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(助成事業の公開等)

第 21 条　助成事業者は、助成事業の実施状況及び実施結果並びに助成金の使途に関する情報を公開するものとする。

2　理事長は、助成事業により得られた成果を任意の方法又は媒体により第三者に開示又は公表し、また、非営利目的のため自ら利用し、又は第三者に利用させることができる。

(その他)

第22条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

(施行日)

この要綱は、令和4年5月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附　則(令和8年3月9日令和7年度要綱第17号)

1　この要綱は、令和8年3月9日から施行し、改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センター組織基盤強化支援事業助成金交付要綱の規定は、令和8年度以降に交付の決定を行う助成金から適用する。

2　令和7年度以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

別記

スポーツ団体組織基盤強化支援事業助成実施要項

1　目的

選手強化・育成、競技普及など多くの役割を持ち、スポーツの振興に欠かせない競技団体が、その役割を十分に果たせるよう、組織基盤を確立・強化するための取組を支援することで、組織の持続的な成長・拡大に向けた競技団体の改革・自走を促進することを目的とする。

2　助成対象者

助成の対象となる者は、次のとおりとする。

⑴　公益財団法人日本オリンピック委員会(以下「ＪＯＣ」という。)
⑵　公益財団法人日本パラスポーツ協会
⑶　ＪＯＣ正加盟競技団体
⑷　日本パラリンピック委員会加盟競技団体(以下「ＪＰＣ加盟競技団体」という。)

3　助成対象事業

助成の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

⑴　スポーツ団体組織基盤強化支援事業

助成の対象となる事業は、ＪＯＣ正加盟競技団体及びＪＰＣ加盟競技団体の組織基盤を確立・強化するために行う取組とする。

4　助成対象経費

諸謝金、旅費、借料及び損料、印刷製本費、備品費、スポーツ用具費、消耗品費、通信運搬費、会議費、賃金、委託費、雑役務費その他事業の実施に直接必要な経費とする。

5　助成金の額

助成金の額は、助成対象経費に5分の4を乗じて得た額(千円未満切捨て)とする。

ただし、競技団体の財政規模やその時々の社会状況に応じて、必要があるとスポーツ庁が認める場合には、自己負担軽減措置として、助成対象経費に10分の10を乗じて得た額(千円未満切捨て)とする。

なお、助成金の額の上限額は、スポーツ庁に設置する評価委員会の審査に基づくものとする。